

再犯防止に係る狛江市の現状と課題（案）について

1 統計からみる現状

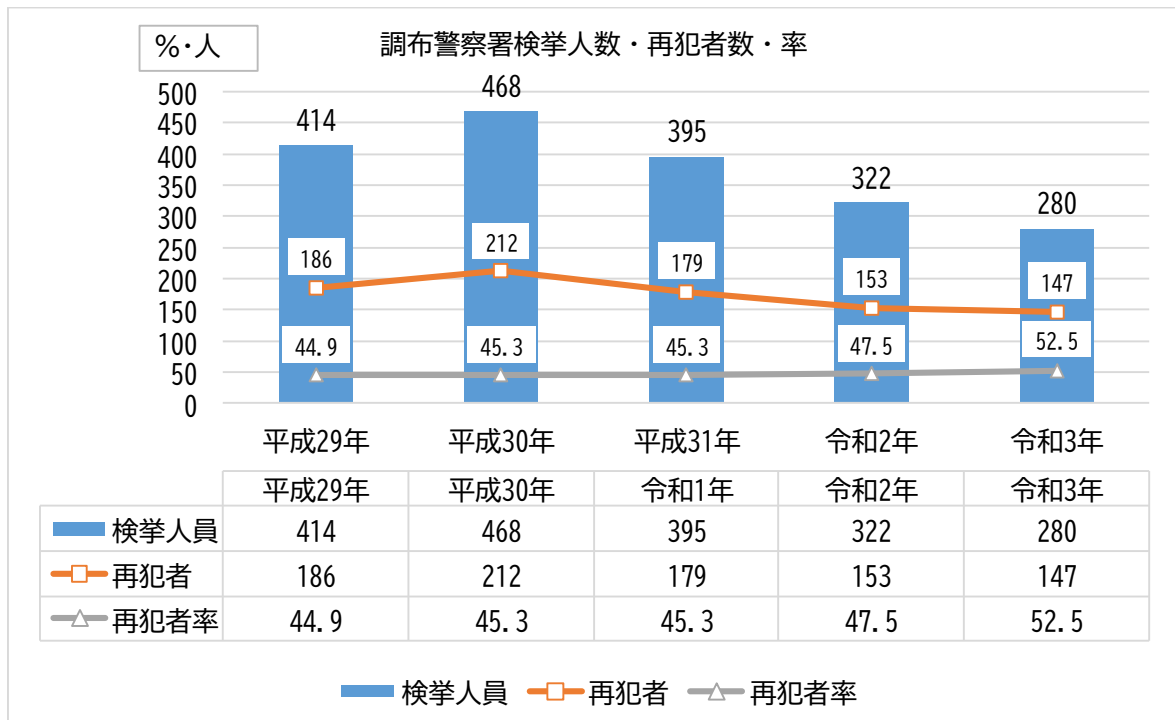
(1) 検挙人数・再犯者数・率

ア 検挙人数・再犯者数・率（調布警察署）

(ア) 検挙人数は、平成29年から減少傾向

(イ) 再犯者数も、平成29年から減少傾向

(ウ) 再犯者率は、平成29年から増加傾向



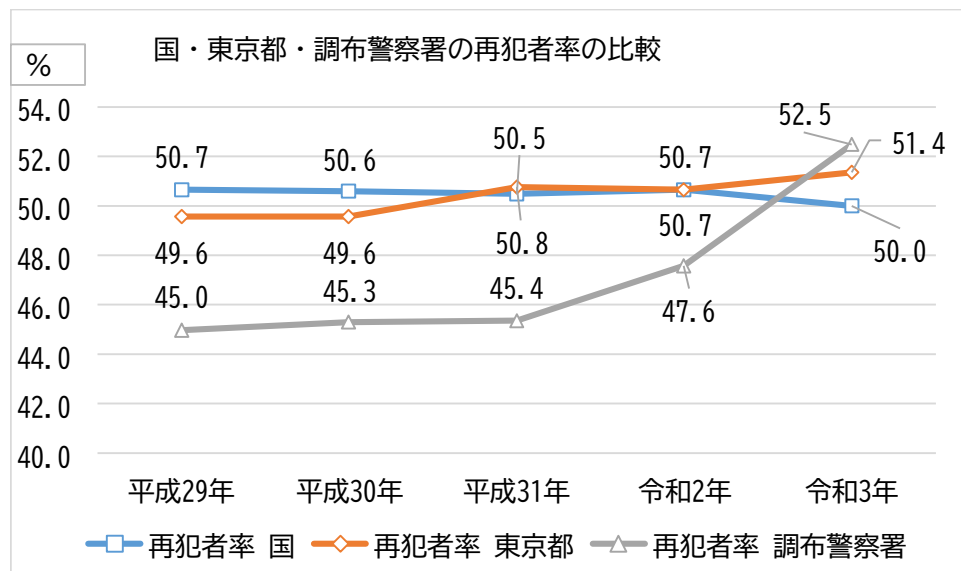
【出典】警察署別 犯罪統計データより

※検挙人員は、少年を除く（以下同じ）。

※「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有するものをいう。

イ 国・東京都・調布警察署の再犯者率

令和2年までは、国・東京都に比べ、再犯者率は低かったが、令和3年は国・東京都に比べ、高くなった。



年	検挙者数			再犯者数			再犯者率		
	国	東京都	調布警察署	国	東京都	調布警察署	国	東京都	調布警察署
平成29年	187702	25258	414	95028	12526	186.0	50.7	49.6	45.0
平成30年	182124	25389	468	92023	12573	212.0	50.6	49.6	45.3
平成31年	172197	22285	395	86952	11320	179.0	50.5	50.8	45.4
令和2年	164678	20943	322	83384	10618	153.0	50.7	50.7	47.6
令和3年	159692	19086	280	79809	9809	147.0	50.0	51.4	52.5

ウ 罪種別再犯者率（調布警察署）

(ア) 窃盗犯の再犯者率が50%前後で推移している。

(イ) 知能犯・薬物事犯の再犯者率は増加傾向

年	(n・人)							(%)
	再犯者	うち凶悪犯	うち粗暴犯	うち窃盗犯	うち知能犯	うち風俗犯	うち薬物事犯	
平成29年	186	3	23	50	4	2	5	
平成30年	212	2	18	59	7	1	9	
令和元年	179	2	17	52	9	4	13	
令和2年	153	2	16	46	17	4	12	
令和3年	147	2	21	47	15	4	13	

【出典】警察署別 犯罪統計データより

エ 犯行時の年齢別検挙率（調布警察署）

（ア）窃盗犯は、高齢者（65歳以上）が平成30年以降、30%を超えている。

（イ）知能犯は、若者（20～39歳）が令和元年以降、70%を超えている。

（ウ）薬物事犯は、20歳代で急増している。特に大麻取締法違反が増加している。

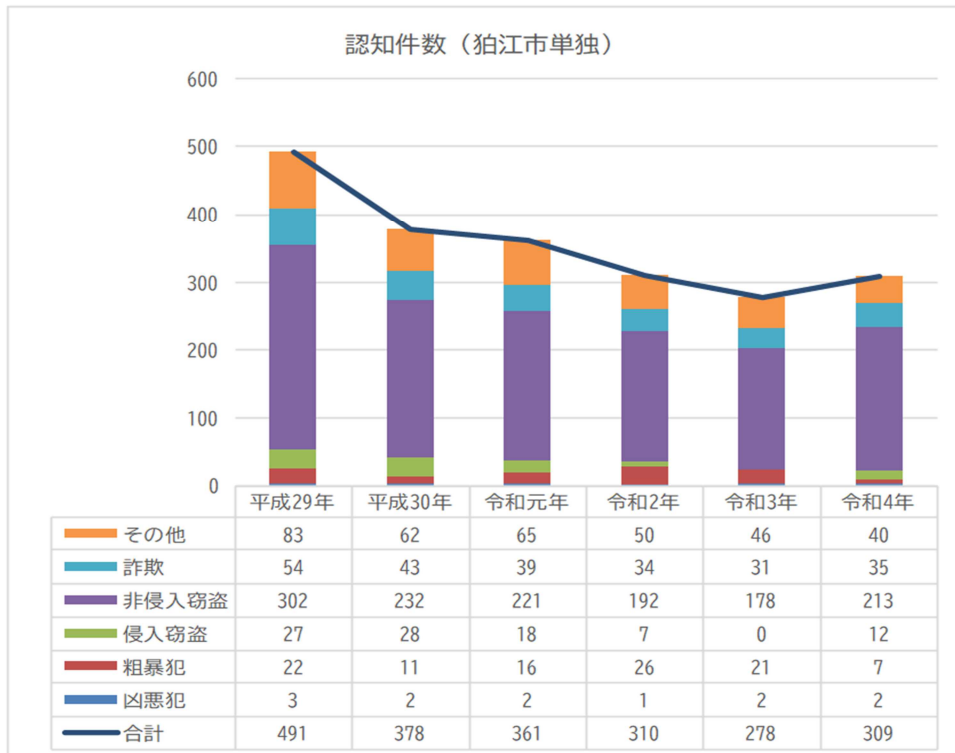
		(n・人)						(%)
年	検挙人員	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	
平成29年	414	32	20	15	12	5	16	
平成30年	468	28	17	17	14	4	20	
令和元年	395	30	17	15	11	5	22	
令和2年	322	33	20	14	12	3	18	
令和3年	280	26	17	16	13	5	23	
		(n・人)						(%)
年	検挙人員 (窃盗犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	
平成29年	181	24	18	9	13	7	29	
平成30年	236	25	12	12	14	4	33	
令和元年	186	23	12	10	12	6	37	
令和2年	125	26	16	11	12	4	31	
令和3年	129	20	14	9	15	5	37	
		(n・人)						(%)
年	検挙人員 (知能犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	
平成29年	14	22	29	21	21	0	7	
平成30年	27	34	26	23	7	7	3	
令和元年	32	63	18	7	6	6	0	
令和2年	38	50	27	11	5	5	2	
令和3年	33	46	21	12	12	6	3	
		(n・人)						(%)
年	検挙人員 (薬物事犯)	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	
平成29年	16	19	25	44	12	0	0	
平成30年	27	34	23	29	14	0	0	
令和元年	29	35	10	28	24	3	0	
令和2年	23	52	17	18	13	0	0	
令和3年	31	49	3	23	25	0	0	

【出典】警察署別 犯罪統計データより

(2) 認知件数の推移

認知件数（警察において発生を認知した事件の数）は減少傾向にあり、令和4年は309件、平成29年比で37.1%減少しています。もっとも、令和4年は令和3年より件数が増加しており、罪種別では窃盗、詐欺が増加しています。

罪種別では窃盗、詐欺の順に、窃盗の手口別では自転車盗、万引きの順に多くなっております。



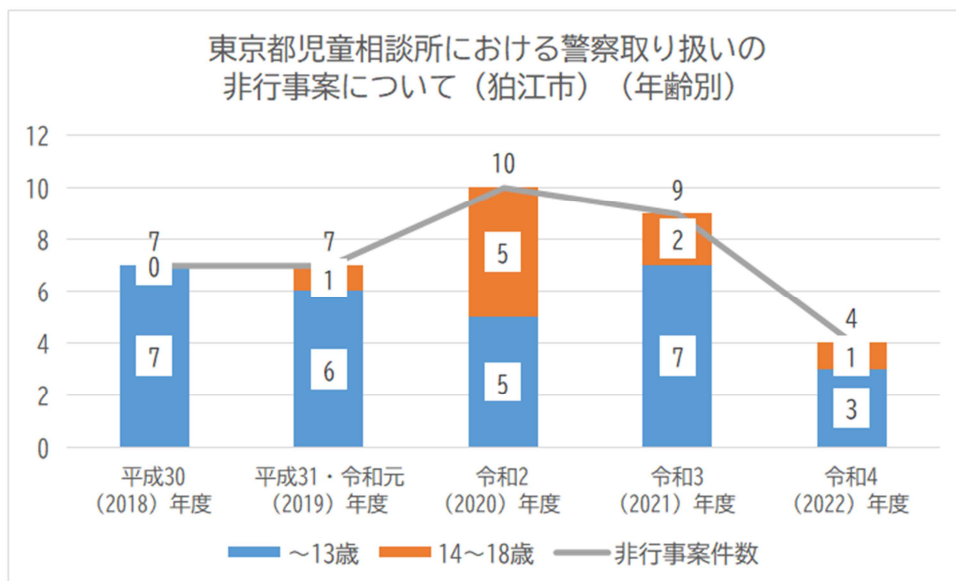
令和4年在種別認知件数の詳細

凶悪犯			粗暴犯					侵入窃盗									
凶悪犯計	強盗	その他	粗暴犯計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入窃盗計	金庫破り	学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空き巣	忍込み	居空き	その他
	2	1			1	7	0	4									
非侵入窃盗										その他							
非侵入窃盗計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置引き	万引き	その他	その他計	詐欺	占有離脱物横領	その他知能犯	賭博	その他刑法犯
													213	0	7	105	6

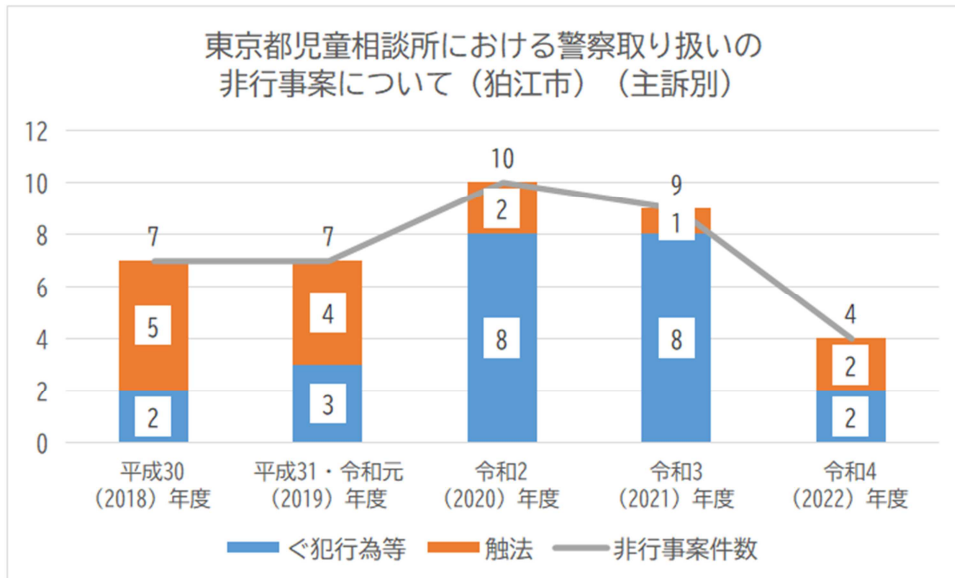
資料：警視庁「区市町村の町丁別罪種別及び手口別認知件数」

(3) 東京都児童相談所における警察取り扱いの非行事案について

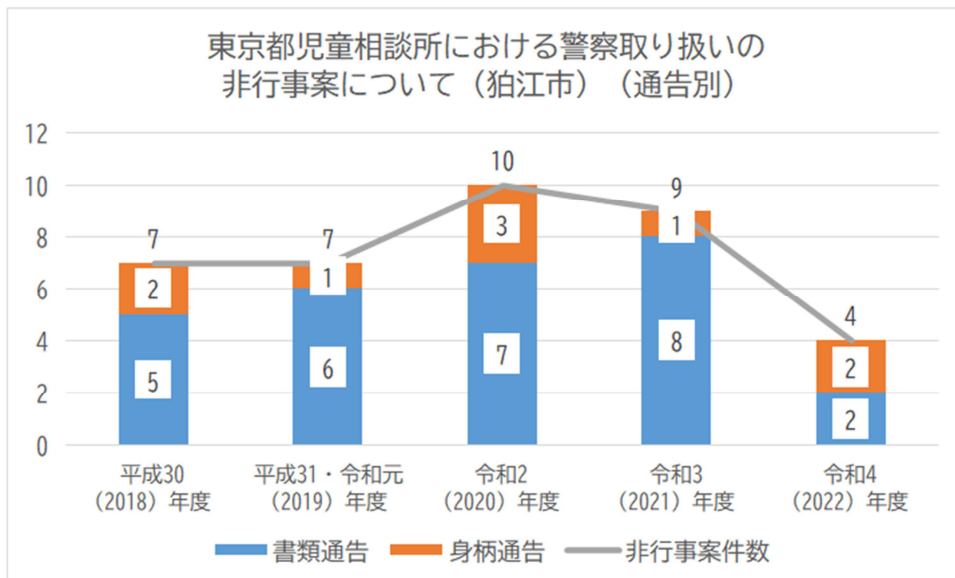
非行事案の件数としては、年間4件から10件までの件数で推移しています。年齢別では、刑事責任年齢（満14歳）未満の非行事案が多くなっています。通告では書類通告の件数が多くなっています。通告理由としては、粗暴・盗みは常に非行事案としてあり、多摩児童相談所に移管後は、その他の事案が増加しています。その他としては、深夜徘徊、無免許運転、喫煙、不法侵入のほか、複数の非行内容が重複した案件もあります。



※令和2（2020）年度までは世田谷児童相談所、令和3（2021）年度からは多摩児童相談所の実績



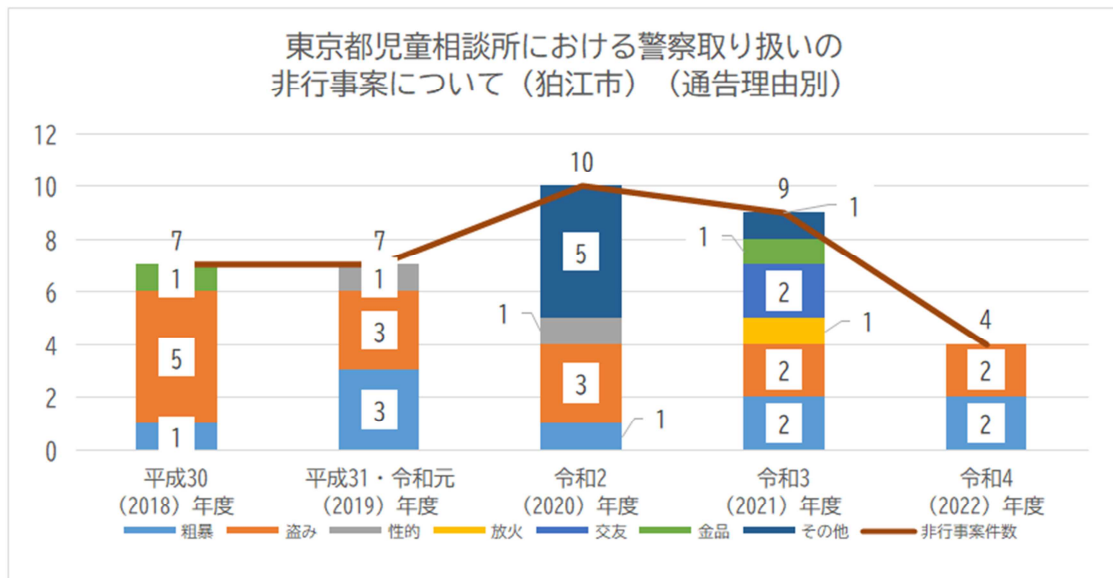
※令和2（2020）年度までは世田谷児童相談所、令和3（2021）年度からは多摩児童相談所の実績



※令和2（2020）年度までは世田谷児童相談所、令和3（2021）年度からは多摩児童相談所の実績

※書類通告：警察は、要保護児童を発見した場合、児童福祉法第25条の規定に基づき、児童相談所長宛て「児童通告書」により児童相談所にする通告をいう。

※身柄通告：書類通告のうち、児童の身柄を伴って行われる児童通告をいう。



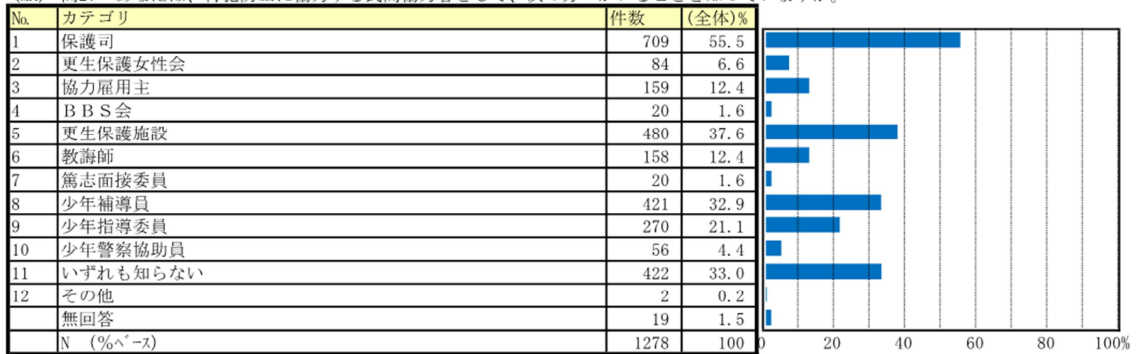
※令和2（2020）年度までは世田谷児童相談所、令和3（2021）年度からは多摩児童相談所の実績

2 市民意識調査結果から見る現状

(1) 再犯防止に協力する民間協力者の周知度

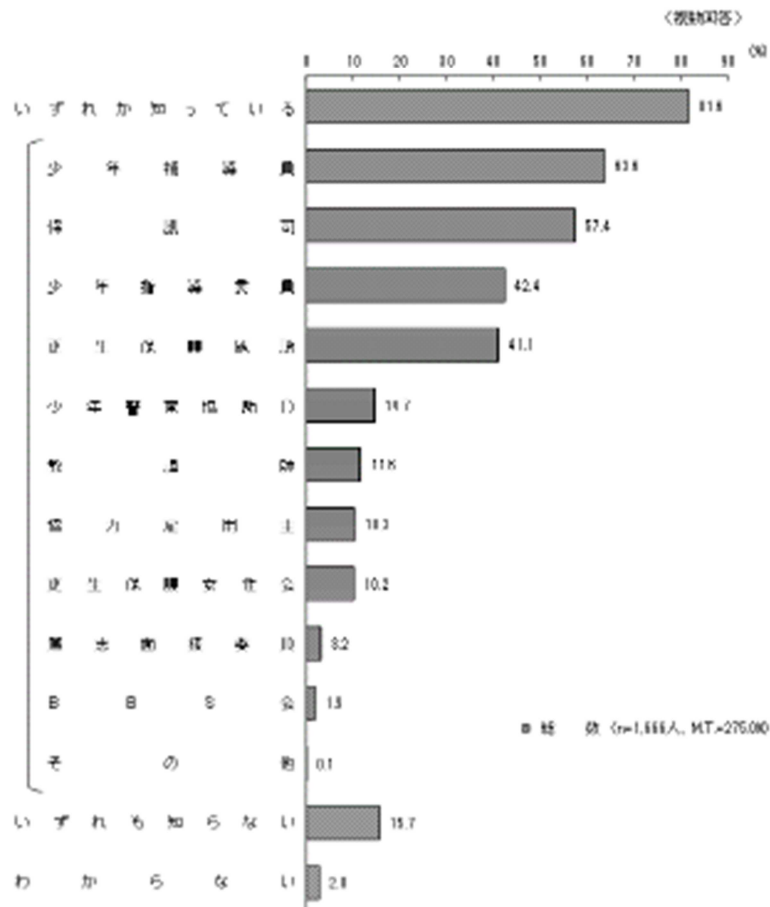
保護司を「知っている」と回答された方は、半数を超えています。協力雇用主を「知っている」と回答された方は、12.4%にとどまっています。また、いずれも知らないと回答された方も30%を超えています。

(MA) 問27 あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図1 民間協力者の認知度



(2) 地域の安心安全度

お住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域であると思うと回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方を合わせると、90%を超えています。

(SA) 問28 現在、あなたがお住まいの地域は、治安が良く、安心して安全に暮らせる地域だと思いますか。



(3) 犯罪をした人の立ち直りへの協力

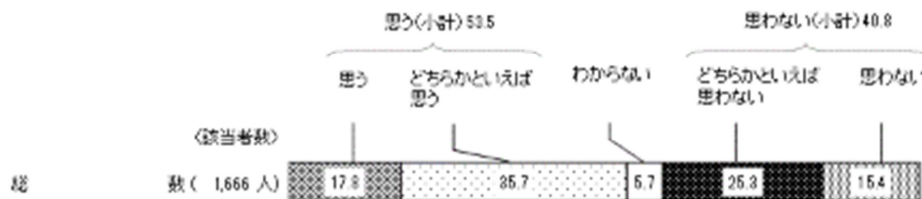
ア 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」と回答された方及び「思わない」と回答された方を合わせると半数近くになります。特に30歳代では60%近くの方が「どちらかといえば思わない」又は「思わない」と回答されております。

(SA) 問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



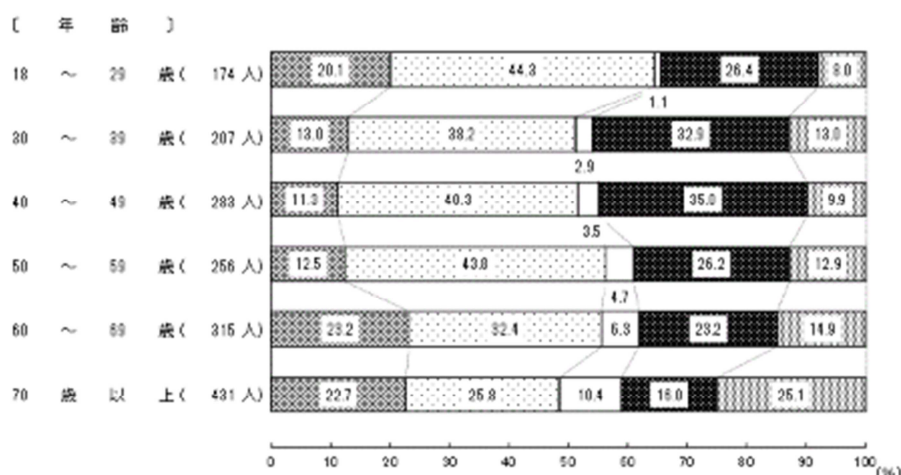
【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図3 犯罪をした人の立ち直りへの協力意向



	%	問29 あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。						
		人数	思う	どちらか	どちらか	思わない	わからな	無回答
6年年齢層	全体	1278	4.9	22.0	25.0	22.2	25.3	0.6
	20歳代	60	10.0	28.3	28.3	16.7	16.7	-
	30歳代	220	4.5	20.0	27.3	31.8	15.9	0.5
	40歳代	298	3.4	21.8	24.8	24.5	25.2	0.3
	50歳代	291	6.5	22.0	23.4	16.2	32.0	-
	60歳代	239	2.1	23.4	28.0	22.2	23.4	0.8
	70歳以上	165	7.3	19.4	20.0	18.8	32.1	2.4

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）



イ 「思わない」理由

「どちらかといえば思わない」、「思わない」理由を伺ったところ、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答された方が 51.5%、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」と回答された方が 47.2%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」と回答された方が 42.2%となっております。特に 30 歳代、40 歳代の方の 60%を超える方が「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」と回答されています。

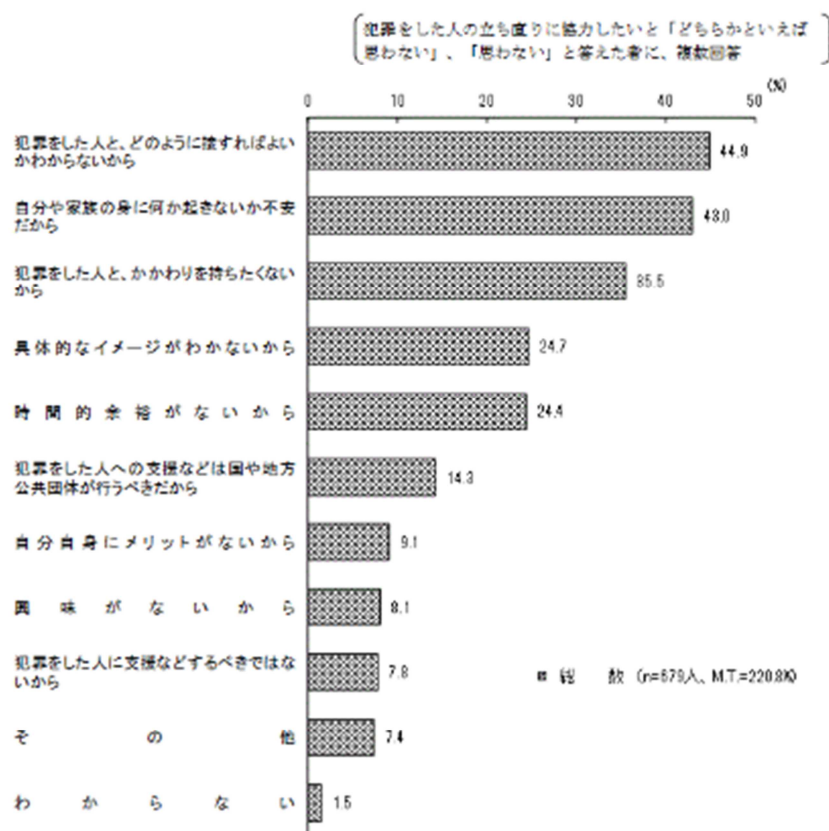
(MA) 問29-4 「問29で3・4と回答した方」協力したいと思わない理由を教えてください。



	%	問29-4 「問29で3・4と回答した方」協力したいと思わない理由を教えてください。												
		人数	自分や家	犯罪をし	犯罪をし	自分自身	具体的な	時間的余	興味がな	犯罪をし	犯罪をし	わからな	その他	無回答
6 年齢階層	全体	604	51.5	42.2	47.2	21.9	34.6	41.4	12.6	12.9	8.6	2.5	2.6	0.2
	20歳代	27	55.6	44.4	37.0	63.0	44.4	44.4	14.8	29.6	14.8	-	-	-
	30歳代	130	63.8	50.8	50.8	36.2	35.4	55.4	16.9	11.5	13.1	1.5	1.5	-
	40歳代	147	60.5	43.5	44.2	27.2	36.7	52.4	15.0	8.2	11.6	2.0	1.4	-
	50歳代	115	45.2	45.2	41.7	11.3	33.0	38.3	11.3	12.2	4.3	4.3	3.5	-
	60歳代	120	41.7	39.2	49.2	10.0	26.7	30.8	6.7	16.7	5.0	0.8	3.3	0.8
	70歳以上	64	32.8	20.3	56.3	4.7	42.2	10.9	10.9	14.1	4.7	6.3	6.3	-

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）

図 5 協力をしたいと思わない理由



ウ 「思う」理由

「思う」、「どちらかといえば思う」理由を伺ったところ、「高齢や障がいなど、犯罪をした背景があるかもしれないから」と回答された方が 50.4%、「地域の安全のため」と回答された方が 45.2%となっております。

(MA) 問29-2 「問29で1・2を回答した方」協力したいと思う理由を教えてください。



エ 協力の内容

「思う」と回答された方及び「どちらかといえば思う」と回答された方に協力の内容を伺ったところ、「わからない」が 39.9%、「再犯防止に関するボランティア活動に協力する」と回答された方が 37.3%となっており、協力したいが、何を協力したら良いのかかわらない方が多くいらっしゃいます。

(4) 「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」の周知度

「社会を明るくする運動」及び「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるか伺ったところ、50%以上の方が「両方とも聞いたことがない」と回答しています。いずれか、又はいずれの「知っている」と回答された方にどのように知ったか伺ったところ、「パンフレットやポスターで知った」が57.4%となっており、周知に当たっては、他の媒体を活用した周知を行うなど工夫が必要です。

(SA) 問30 再犯防止に関する広報・啓発活動の取組で「社会を明るくする運動」又は「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	両方とも聞いたことがある	162	12.7
2	「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある	191	14.9
3	「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある	65	5.1
4	両方とも聞いたことがない	686	53.7
5	わからない	163	12.8
	無回答	11	0.9
N	(%ベース)	1278	100

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図6 社会を明るくする運動・再犯防止啓発月間の認知度

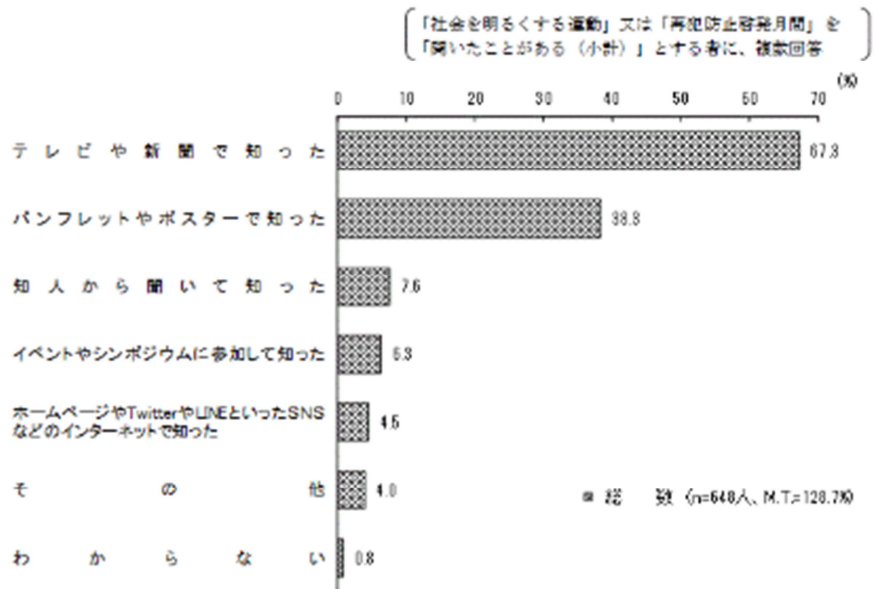


(MA) 問30-2 「問30で1～3と回答した方」どのようにして知りましたか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	パンフレットやポスターで知った	240	57.4
2	駅前でのイベントやシンポジウムに参加して知った	63	15.1
3	テレビや新聞で知った	105	25.1
4	ホームページやTwitterやLINEといったSNSなどのインターネットで知った	31	7.4
5	知人から聞いて知った	15	3.6
6	わからない	26	6.2
7	その他	31	7.4
	無回答	7	1.7
	N (%ベース)	418	100

【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成30年9月 内閣府）

図7 認知した方法



(5) 再犯防止をするために必要なこと

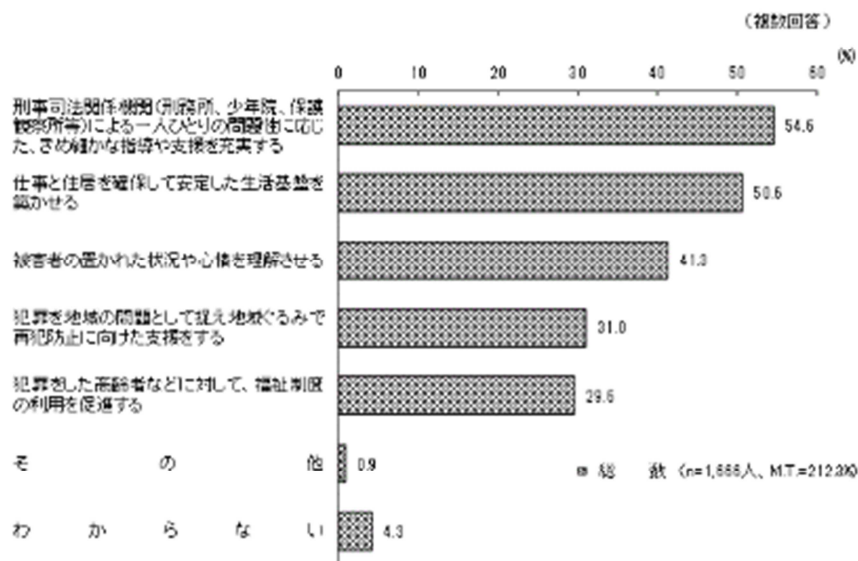
再犯防止をするために必要なこととして、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方が 57.8%、「気軽に相談できる相談先を設け孤立させない」と回答された方が 47.6%、刑事司法関係機関（刑務所、少年院、保護観察所等）による一人ひとりの問題に応じた、きめ細やかな指導や支援を充実する」と回答された方が 44.3%となっております。再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）より、「仕事と住居を確保して生活基盤を築かせる」と回答された方の割合が高くなっております。

(MA) 問31 あなたは、再犯防止のためには、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。



【参考】再犯防止対策に関する世論調査結果（平成 30 年 9 月 内閣府）

図 9 再犯防止のための方策



(6) 再犯防止のために市がすべきこと

再犯防止のために市がすべきこととして、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作り社会的孤立を防ぐ」と回答された方が 50.0%、「犯罪をした人を地方公共団体の機関や協力雇用主等で雇用する」と回答された方が 35.4%、「犯罪をした人の住居確保に向けた支援を行う」と回答された方が 33.5%と

なっております。

(MA) 問32 再犯防止のために、市は何をするべきだと思いますか。



3 再犯防止関連団体調査結果から見る現状

(1) 出所（院）者が仕事に就くために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	雇用主、社会資源	出所（院）の際
	出所（院）当日や2～3日で案内可能な仕事	
	ハローワークと連携し、寮付きの会社や、日払いであってもすぐに紹介可能な仕事	
就労支援	社会福祉協議会や市内事業者等と連携して	出所（院）から就労が定着するまで
	就労支援の窓口につながるような伴走型の	
	高齢や障害によるハンディキャップを明確にした、無理のない	
物品・金銭等の貸付け	就職活動に必要な（スーツ、携帯電話等）	出所（院）から就労が定着するまで
	就労に必要なスキルを身に付けるために必要な（パソコン等）	
	資格（運転免許等）の取得に必要な	
窓口の設置	ワンストップ	支援を申し出た際

(2) 出所（院）者が住む場所を確保するために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
啓発活動 (地域住民向け)	民間更生保護施設等の理解を促進するような	
住居確保支援	・住民票の有無にかかわらず、生活保護申請の相談や家賃補助など、総合的な	出所（院）の際

住居確保相談	・相談窓口での賃貸住宅への入居の	出所（院）の際
生活支援	・生活面や金銭管理の指導等を継続的に実施するような息の長い	出所（院）から住居確保後まで
資金の貸付・補助	生活保護制度と連携した住居確保資金	出所（院）の際
	賃貸住宅の家賃	出所（院）から仕事に就くまで
財政的支援 （民間更生保護施設等）		
住宅の貸付	市営住宅などの空き住宅	出所（院）の際
	アパート仕様の物件、施設	
	個室（集団生活になじめない出所（院）者向け）	
制度の構築	出所（院）者に保証人を設定することが困難なケースの対応できるようなセーフティネット	出所（院）の際
	対象者に応じた寄り添い型の各種支援（福祉、医療、生活全般や金銭管理に関する助言、修学・就労支援等）を提供できるような	
	不動産仲介事業者、家主出所（院）者に安心して賃貸物件を貸すことのできるような	
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	矯正施設入所前居住地自治体及び矯正施設出所後居住予定地自治体とのケースに応じた柔軟な居住確保について	
	一時宿泊施設や居住支援法人	

(3) 高齢者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
情報提供	独居の出所（院）者地域で支える場の	
職員研修	触法高齢者に対応できる	
支援	社会的に孤立を解消するような	出所（院）の際
	アウトリーチによる	
住居・居場所の確保 （住所不定・福祉的	住居	出所（院）の際から住居の確保まで

支援が必要な・独居の出所（院）者・）	緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所（院）の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所（院）～
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所（院）の際
窓口の設置	ワンストップの	支援を申し出た際
多機関協働の仕組みづくり	インフォーマルな関係も含めた	
	地域とつながりをもてるような社会福祉協議会や生活困窮に関する部署、高齢福祉に関する部署等	

(4) 依存症等の方の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (当事者、家族)	薬物依存についての相談や回復支援プログラム等が受講できる関係機関	
	都や市が実施する公的な薬物依存についての相談・支援機関	
啓発 (地域住民)	ダルク等の自助グループや民間の回復支援施設等の民間支援団体への依存症又はしへき対策	
職員研修	依存症について理解を深める	
支援 (自助グループ)	活動費用	
	活動場所	
住居・居場所の確保 (住所不定・福祉的支援が必要な・独居の出所（院）者・）	住居	出所（院）の際から住居の確保まで
	緊急ショートステイなどによる施設入所、簡易宿泊所以外の居場所	出所（院）の際から福祉サービス利用開始まで
	地域で支える場	出所（院）～
福祉サービス等利用支援	生活保護、介護認定、成年後見等の手続	出所（院）の際
サポート体制の構築	金銭管理をする支援者、家族をサポートする支援者、借金の対応をする支援者など、切れ目のない	

	依存症等の出所（院）者と支援機関とつなぐ	退院等で地域に戻る とき
多機関協働の仕組みづくり	支援施設や医療機関へと円滑につなぐ 東京都（保健所）との地域支援ネットワーク	

(5) 障がい者の再犯防止のために市に支援して欲しいこと

支援内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (矯正施設)	市で実施している農福連携事業	
啓発 (地域住民)	障がいある人への理解や犯罪をした人の立ち直りに向けた	
職員研修	障がいのある出所（院）者について理解を深める	
支援	障害があると思われるものの障がいと診断されていない等制度のはざまにある人への 行政専門部署によるアウトリーチによる 定期的な訪問や状況確認	出所（院）の際
	市 CW による面会する	在所（院）中
	保護者、付添人、家庭裁判所等が行っている少年鑑別所在所者の復学、就学にかかる支援調整への協力	出所（院）の際
支援 (家族)	相談・家事	
	家族会の紹介	
多機関連携の仕組みづくり	生活保護担当者以外に保健師、障害者福祉担当など複数の分野による 行政だけでなくインフォーマルな関係も含めた 保護司や支援事業体が密接で有機的な結びつきができる	出所（院）の際
	矯正施設での支援者会議への参加など 帰住先を所管する関係者によるケース会議	在所（院）中

(6) 地域生活に円滑に移行するために市に支援して欲しいこと

No.	取組	団体数 (N=15)
1	在所中の生活保護申請手続	9
2	出所後必要となる各種手続きへの所管部署が連携した円滑な対応	10
3	社会復帰支援に係る在所中のケース会議等の実施	8
4	出所者・出院者を個別に支援する事業の実施	10
5	各種支援・相談窓口の提示	7
6	その他	4

(7) 連携・調整がとれず、社会復帰が困難となった事例

No.	事例	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	本人の帰住希望地（住所地）や市区町村から帰住そのものについて拒否された事例	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、（支援できない理由ではなく）何を支援できるかを共に考えていけるか
2	本人が窓口に来ていないと相談がスタートできない事例	刑事司法機関、自治体及び関係機関等の各担当者が課題をどれだけ理解・共有し、（支援できない理由ではなく）何を支援できるかを共に考えていけるか
3	在院者のうち 18 歳未満の少年については、児童福祉との調整が必要となるが、過去に児童相談所に係属していた者であっても、矯正施設に入所すると、児童相談所との調整が難しくなる事例	出院後の地域社会における切れ目のない支援を継続させるために、在院中における児童相談所や市区町村担当部署との連絡調整、ケース会議、各種手続が円滑に進められるよう協力する。
4	矯正施設入所前の市区町村と異なる地域の市区町村に帰住する事例	児童相談所や市区町村担当者間の引継ぎ及び調整が円滑に行われる体制を整備する。
5	支援介入に消極的な事例（多数）。対象者との関係が構築できていないことを理由に特に保健師が初めて対峙する事例を受け付けない事例	関係構築を優先するあまり、支援機会の損失や再犯に発展するという可能性がある。
6	飲酒している場合に、対応できない	精神疾患や依存症の病気である場合

	として保健師や地域包括支援センターが支援を打ち切った事例	は、本人が SOS 発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかかという姿勢で関わり続けて欲しい。
7	市の担当者が放置し、20年に及ぶ家庭内暴力が続き、親に怪我をさせた事例	精神疾患や依存症の病気である場合は、本人が SOS 発信をする可能性が低い。どのような手段をとれば必要な治療につなげることができるかという姿勢で関わり続けて欲しい。

(8) 犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	犯罪・再犯に至る原因として特徴的・代表的なケース	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1	窃盗罪	出所と同時に生活保護を受給し、住居も確保されていても、生活保護費から住居費や食費等が差し引かれると手元に残る金額が少なくなになり、通常は、その金額でやりくりをして生活すべきところ、手元に残る金が少ないことへの不満を抱いて、あてもなく住居を出奔し、窃盗の再犯に至る、又は手元の金を減らしたくないという気持ちから、若しくは手元の金を飲酒等で見通し無く使ってしまったあげぐスーパー等で万引きをするといった事案	再犯事例を見ると、彼らにとって窃盗以外の問題解決の選択肢がなく、かつ、窃盗への心理的ハードルが非常に低いことが見て取れます。
2	覚醒剤所持罪	出所後、たまたま、かつての薬物仲間に出会ってしまい、薬物を勧められた。その場では断ったが、1回分をもらってしまったために、後日使ってしまった事例	<ul style="list-style-type: none"> ・彼らの交友関係が覚醒剤乱用者などの犯罪性の高い者に偏っていること。 ・薬物仲間との遭遇などを、「偶然の出来事」、「不運な出来事」としかとらえられず、自らの意思で再使用したこと

			への問題意識が深まりにくいこと。
3	共通事項	・被虐待歴・DV・知的障がい・他罰的傾向・対人不全・自分だけが損しているという被害感・視野狭窄・自分本位	
4	窃盗罪	・摂食障害・社会的孤立・認知症・生活困窮・家族関係の中のストレス解消（親や夫への仕返し、嫁姑問題など）	
5	覚醒剤取締法違反	愛着障害・自己肯定感の低さ・問題からの逃避	

(9) 非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的ケース

No.	罪名	非行・再非行に至る原因として特徴的・代表的なケース	円滑な社会復帰に向けたポイント・事例の問題点
1		【特徴的な原因】 交友関係、反社会的行動パターン、反社会的認知、薬物依存、虐待やいじめ等の被害体験、家族の機能不全（家族の精神障害、困窮、DV等）、孤立（いじめ、怠学、高校中退、不就労、家出等）”	
2		学校で個別的配慮が必要な児童が不登校になると、その後ケアされず放置されがちであることを始め、教育現場が障がいや疾病の知識が不十分なことから個別的な配慮が必要な児童を発見できないケース	・個人の資質や成育歴も無関係ではないが、何より、障がいや疾病に係る必要な支援を受けられずに問題が大きくなったことが非行として表出したと考える。 ・教員で全て解決はできないので、スクールソーシャルワーカーの常勤化など積極的な活用が望まれる。
		非行、再非行に至る原因は一概に言えないが、学校への不	

	適応や中途退学、就労を継続できないことは、非行の類型にかかわらず多く見られる特徴	
--	--	--

(10) 支援拒否理由、傾向、課題

支援拒否理由	傾向	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・支援は不要だという誤認 ・市役所等へ相談に行ったが、支援を受けられなかった経験 ・自由を制約されたくないという願望 ・受刑したという経歴を知られたくないという希望 ・本人や保護者が障がいを受容できない。 ・申請を拒否されて不信感がある。 ・個人の資産状況を把握されたくない等 ・疎遠な親族に同意の連絡を取られたくない、状況を知らされたくない。 	<ul style="list-style-type: none"> 病識や障がい受容ができていない者 病気や障害を認識していても、干渉されたくない者 又は支援が必要だと感じていない者 他人の世話になりたくない、恥ずかしいという主張 プライドが高く、頑固で見栄っ張りだという性格 本人が医療又は福祉的支援の必要性を感じていない。 手帳を取得することに抵抗がある。 知人、友人に頼る。 通院の中断 対人関係が非常に不得手で、担当医から検査入院を勧められているが拒否するような者 不安定な対人関係 少年及びその保護者等が、自身が医療又は福祉的支援の対象になることに対して抵抗感を抱いている。 ・地域の自治体に支援を求めること自体を障がい者としてのラベリングにな 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の抵抗感が強く、保護者の同意を得ることに苦慮するケースもある。 ・医療又は福祉的支援に対する正しい知識を付与する機会を設けることが肝要である。 ・自分や家族の判断で通院や服薬を中断されてしまう。 ・不信感を持つと、「二度と行かない。」と決意している場合があり、説得に応じない。 ・行政側に強制力がないので放置されてしまう。 ・障がい特性、疾病によるものゆえの拒否ということも踏まえて関与（働きかけ）自体は試みて欲しい。

ると捉える保護者

(11) 再犯防止・社会復帰支援のための取組

No.	取組	団体数 (N=15)
1	市区町村による再犯防止のための独自事業の実施	7
2	地域住民向けシンポジウム・フォーラムの開催	7
3	各機関関係職員によるケース会議	8
4	定期・不定期の協議会	8
5	施設見学・説明会	8
6	その他	9

(12) 1～11以外で再犯防止施策を推進する上で、市に要望すること

要望内容	どのような	いつ
広報・情報提供 (保護者も含む)	東京都、市区町村や民間支援団体等の各種相談窓口	
広報・情報提供 (地域住民)	刑事司法機関と連携した	
研修等 (市職員)	保護観察対象者に対する偏見や陰性感情を解消する	
支援	相談窓口に行かない人、行けない人、行きたくない人、知らない人、制度の枠組みに入れないものの支援が必要な人たちへの伴走	
地域づくり	さまざまな困りごとを持っている人々(ex. ひきこもり、ゴミ屋敷等々)が孤立することのない	
保護司会活動支援	更生保護サポートセンター ¹ のサテライト設置	

¹更生保護サポートセンターとは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動をするための拠点。